



市川第 20160215-0143 号
平成 28 年 4 月 20 日

市川市幼児教育振興審議会

会長 高尾 公矢 様

市川市教育委員会

教育長 田中庸恵

諮 問

市川市幼児教育振興審議会条例第 2 条の規定に基づき、
下記の事項について、貴審議会に諮問します。

記

- 1 公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについて
 - (1) 「公」の役割に、人材育成機能の役割を位置づけることについて
 - (2) 教育効果を維持するための公立幼稚園の適正規模を定めること
について

公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについて

諮問理由

平成 22 年 8 月に「公立幼稚園の今後のあり方について」市川市幼児教育振興審議会に諮問を行い、同年 11 月に答申を得、その後、同年 12 月、市川市教育委員会では、この答申を尊重し、これに沿って検討・実施していくとする基本的方針を定めた。

なお、この基本的方針では、公立幼稚園のあり方についての将来的な方向性について、「国の「幼稚園」「保育園」「認定こども園」の一体化施策の動向を見極め、将来像を決定する」としている。

この間、国では、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法を制定し、平成 27 年 4 月から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が本格的に実施されている。

幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、子ども・子育て支援新制度のもとで、幼児期の教育の質の向上を図る観点から取り組みを進めることがますます重要となっている。

また、教育水準の維持・向上を図るため、小中学校における適正規模や適正配置に関して、本市の実情を踏まえた方針の策定に向けた検討を始めており、公立幼稚園においても、園児数減少により幼児教育の効果に支障が生じる恐れがあることから、適正規模に関する考え方を示す必要が生じている。

このような社会状況等の変化により、公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部について見直しを行う必要があることから、諮問するものである。

基本的方針に対する教育委員会のスタンス

公立幼稚園のあり方について、基本的にはこれまでの基本的方針を継承していく。しかしながら、先に述べた理由等を踏まえ、以下の二点について諮問する。

諮問事項

公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについて

1 「公」の役割に、人材育成機能の役割を位置づけることについて

基本的方針では、公立幼稚園の「公」の役割を「①特別支援教育 ②教育機会の確保 ③幼児教育の研究 ④子育て支援施策」としており、当面、3 園の基幹園（百合台・大洲・南行徳）においてその役割を果たすとしているが、幼児教育において「公」に求められる役割をより積極的に果たすため、また、幼児教育の質の向上を図るためには幼児教育専門の人材育成が必要であることから、「公」の役割に、人材育成機能を位置づけ、5 つの役割を果たしていくことが必要である。

2 教育効果を維持するための公立幼稚園の適正規模を定めることについて

基本的方針の基本的方向性は、「基幹園を除く公立幼稚園については、今後の就園状況や私立幼稚園を含めた地域の実情、バランス、周辺幼稚園の受け入れ可能状況等を配慮しながら、廃園可能な園から順次廃園を検討していく。」としており、これに沿って園の整理を行う中で 1 つの目安を示すことにより取り組みの具体化を図る必要がある。

また、学校教育法 23 条は、幼稚園の教育は、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の 5 領域の目標を達成するよう行う旨規定しており、人間関係については、「集団生活を通じて、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと」と規定されていることから、目標を達成するためには一定の集団規模が要求されているところである。

このようなことから、公立幼稚園における教育効果を維持するため、適正規模を定めることが必要である。